

平成30年度 第3回田辺市人権教育啓発推進懇話会会議録

開催日時	平成31年1月11日 金曜日 午後1時30分～午後4時15分
開催場所	田辺市役所 本庁舎3階 第一会議室
内 容	1 開会あいさつ 2 田辺市人権施策基本方針（改定版）素案 第1章～第3章について（再検討） 3 田辺市人権施策基本方針（改定版）素案 第4章について 4 その他 5 閉会あいさつ
出席委員	尾花委員、和田委員、吉田委員、碓井委員、池下委員、廣岡委員、芝本委員、小山委員、久保正博委員、後藤委員、中村委員、森川委員、室谷委員、白川委員、横矢委員、植委員、平谷委員、坂井委員、山本委員、須本委員、宍塚委員、畑谷委員、石垣委員、朝井委員 <p style="text-align: right;">計 24 名</p>
欠席委員	久保哲也委員、多屋委員、田中委員、嶺口委員 <p style="text-align: right;">計 4 名</p>
事務局	小川企画部長、人権推進課 出口課長、堀口係長、岡本企画員、坂本主査
傍 聴	なし

1 開会あいさつ（議長）

皆さんこんにちは。第3回の田辺市人権教育啓発推進懇話会になりますが、皆さまの人権に関する思いが一つ一つ文章になっていくことを大変うれしく思っています。

また、私たち、市民の思いが、行政と一緒に形作ることの大切さを何よりも有り難いと思っています。

今日も盛りだくさんの内容となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

2 「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 第1章から第3章について

（議長）

本日の議題の2番目について事務局から説明をお願いします。

（事務局 人権推進課）

議題の2番目について説明する前に、今回初めての委員さんも居られますので、少し補足説明をします。田辺市では、平成19年3月に「田辺市人権施策基本方針」を策定し、市の人権施策の基本的な方針を示しています。

この基本方針の策定から既に11年以上が経過し、また、社会情勢の変化とともに、複雑多様化する人権課題を解決していくためにも、現行の基本方針の改定を提案し、ご承認をい

ただいできたところです。

第1回懇話会においては、基本方針（改定版）の案を検討する上で小委員会の設置についてご承認を頂き、その後、小委員会委員6名と事務局とで、これまで5回に渡って素案の検討を進めてきました。

また、第2回懇話会においては、委員の皆様方から、基本方針（改定版）の案 第1章から第3章について、大変貴重なご意見やご提言をいただきました。

次の議題2については、委員の皆様方から頂戴しましたご意見等について、再度小委員会で検討した結果について説明をします。

（事務局 人権推進課）

議題2「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 第1章から第3章について、別添資料1に基づき説明する。

（議長）

ただいまの説明について、皆様方からご意見やご質問を伺いたいのですが、「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 第1章から第3章について何かございませんか。

「意見や質問は特になし」

特になければ、次に、議題の3番目について事務局から説明をお願いします。

3 「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 第4章について

（事務局 人権推進課）

「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 第4章について、別添資料2に基づき、
1. 同和問題、2. 女性の人権、3. 子どもの人権、4. 高齢者の人権、5. 障害のある人の人権、6. 外国人の人権、7. 感染症・難病の方の人権、8. 犯罪被害者等の人権まで、人権課題ごとに説明する。

（議長）

ただいまの説明について、皆様方から、この件に関してご意見やご質問を伺いたいのですが、何かございませんか。

●意見・質問

1 同和問題（部落差別）

（A委員）

23ページで、基本認識のところの最後の4行には「今後も、同和問題の解決に向けては、法の理念を踏まえながら、同和問題を人権問題の重要な柱の一つとしてとらえ、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、人権教育・啓発を、今後も積極的に推進する必要があります。」となっているが、この部分は、現状と課題になるのではないか。

（事務局 人権推進課）

基本認識の最後の4行と24ページの現状と課題の最後の4行で、言葉が重複している部分が多かございました。ご指摘いただいた部分については、現状と課題になると思いますので、削除するか、文章の見直しを行います。

（B委員）

25ページで、基本的な取組、③「差別を許さない社会の形成」の中で、インターネット上の誹謗中傷を止めさせるための具体的な取組について、文章を入れることはできないか。

（事務局 人権推進課）

現在、田辺市では、インターネット上での差別発言等を発見したり、通報を受けた場合は、速やかに県を通じて法務局に削除要請をしています。こうした取組や、差別的な書込みをさせないような啓発等についてどう記載するか、小委員会において再度検討します。

（C委員）

同和問題について、よく研究をされ書いていると感心しています。すごく勉強になります。

（事務局 人権推進課）

田辺市では、長年にわたり同和問題の解決をめざしてきた取組の成果を、女性や子ども、障害のある人や高齢者の人権問題等の解決に展開してきた歴史と経過が多かございます。

同和問題については、これまでの歴史的な認識を踏まえて、小委員の皆様と時間をかけて何度も議論をしてきましたので、そうおっしゃっていただけると嬉しいです。

ありがとうございます。

2 女性の人権

（D委員）

27ページの現状と課題の最後の4行には「田辺市では、このような現状において、すべての人が、社会の対等な構成員として互いに人権を尊重し協力し合って、その個性と能力を発揮できる社会を築いていくために、『第2次田辺市男女共同参画プラン』に基づいた、様々な施策を推進します。」とありますが、この部分と、28ページの基本的な取組、⑤「男女共同参画推進のための施策の充実」の内容と重複しますが、これについてはどうお考えですか。

また、現状と課題の上から4行目に「現状はどうでしょうか」と投げかけの表現があります。他の人権課題にはこうした投げかけの表現がないので、少し気になります。

次に、28ページの基本的な取組、④「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」の内容については、働き方改革とも関連するものでとても良いと思います。

最後に、基本認識と現状と課題の両方に、平成28年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の記述が重複しており、何度も書く必要があるのかなと思います。

（事務局 人権推進課）

まず、一点目に現状と課題の上から4行目「現状はどうでしょうか」という投げかけの部分ですが、平成19年に策定した際にも同じ文章があり、やわらかい表現で読みやすくしたものと思います。

しかし、他の人権課題にはこうした投げかけの文章がないこと、現行の基本方針がすでに11年経過した中で、同じ文書表現ではどうかと思いますので、再度検討します。

次に、現状と課題の最後の4行については、ご指摘いただいたように、28ページの基本的な取組、⑤「男女共同参画推進のための施策の充実」の内容と重複していますので、削除するか、見直しを行います。

次に、平成28年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の記述が重複する部分については、何度も記載するよりも、すっきりと削除したいのですが、削除すると後に続く文章にわかりにくさが生じる場合もあり、慎重に検討していきます。

最後に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」の内容については、働き方改革における問題点も踏まえながら、記述をしたものです。

また、「女性の人権」だけでなく、「労働者の人権」の項目でもこうした問題点について記述を考えています。大変貴重なご意見ありがとうございます。

（E委員）

内容ではないですが、項目が「女性の人権」なっています。他の人権課題も、「子どもの人権」、「高齢者の人権」等になっています。しかし、同和問題はそういった項目になっていないので、例えば、「はじめの人権問題」とできないものか。

（事務局 人権推進課）

ご意見のありました項目については、法務省で定めた人権に関する重点課題や、県の人権施策基本方針の項目との整合性を図っていますので、ご理解いただければと思います。

（A委員）

基本的な取組の④「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」については、今回、新たに追加された取組で素晴らしい内容だと思います。

しかし、田辺市においても少子高齢化が問題となる中で、女性の就労や家庭生活における問題を解決するため、地方から国に対して要望を上げていくような内容を記載できないか。

（事務局 人権推進課）

少子高齢化の問題については、田辺市だけでなく県内の市町村においても深刻な問題であり、こうした状況を受けて、県が国に対して実効性のある法制度等を要望することになるかと思っています。

また、県の人権施策基本方針には、こうした要望の記述も見受けられますが、市町村が、県を飛び越えて国へ要望するとなると難しい点がございますので、ご理解いただければと思います。

(C委員)

基本的な取組の④「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」については、大変良いと思いますが、「仕事・家庭生活・地域生活など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる社会づくりを促進する」の文中で、「自ら希望するバランス」という表現はどう捉えたらよいのか、もう少しわかりやすくできないか。

(事務局 人権推進課)

ご指摘いただいた部分は、非常にわかりにくい表現になっていたと思います。

また、基本方針の改定版については、全体的に難しいとご指摘をいただきましたので可能な限りでわかりやすくしていきます。

(A委員)

「自ら希望するバランス」を「自分のライフスタイルに合わせた」としてはどうか。

(議長)

こうしたご意見については、大変貴重なものですので、他の委員の皆様からもたくさんのご意見やご指摘をいただければと思います。

(F委員)

関連して、大勢の方から、こうした指摘があることは大変良いことだと思います。

また、事前に事務局から資料が送付されてきた際に、「意見書」が同封されていたので、こうした意見を事前に書いておけば、さらにわかりやすいものになると思います。

(議長)

今のご意見のように、事前にだけでなく、会議が終わってからも良いので、「意見書」にたくさんのご意見等を記入し、事務局まで提出していただければと思います。

3 子どもの人権

(G委員)

33 ページの基本的な取組、⑦「子どもの貧困対策の推進」については、全国的にこの問題が大きく取り上げられていますが、具体的な支援方法を教えてください。

(事務局 人権推進課)

子どもの人権についての素案は、人権推進課が子育て推進課や学校教育課と調整しながら作成しましたが、只今のご質問に対し、具体的にお答えできる資料を持ち合わせていないため、担当課に確認後、お答えさせていただきます。

(F 委員)

先ほどからの丁寧なご意見はもつともだと思えます。

私はこの基本方針は、田辺市が全庁的に人権施策に取り組む基本的な方向を示すものと考えています。

また、基本理念にある「人権尊重の精神が脈打つ施策」については、各課がそれぞれ取組をし、その実施状況については、本懇話会において毎年報告を頂いています。

子どもの貧困対策については、子どもが生まれた環境において将来的に格差が出ないように、教育委員会や学校の教師、また各課において基本理念の精神を踏まえながら取り組んでくれると思っています。

私は当局側の人間ではありませんが、基本方針にかかる私の考えは以上です。

(事務局 人権推進課)

今、F 委員がおっしゃられたように、この基本方針は、様々な人権問題の解決に向けた基本的な方向性を謳っているものです。

また、基本理念の精神を踏まえた具体的な取組状況については、各課から人権推進課まで推進状況の報告がありますが、子どもの貧困対策については具体的な報告がありませんので、こうした点についても状況を確認していきます。

(A 委員)

31 ページの現状と課題の中には、田辺市における虐待相談件数といじめの認知件数が国の状況と比較した形で載っており、わかりやすく良いと思います。

あわせて、田辺市における不登校の子どもの件数について載せることはできないか。

現状を知ることで、子どもの人権や貧困問題等について、一人ひとりが考えるきっかけを作ることが大切だと思います。

(H 委員)

児童虐待については、住所地から転出した後においても、市町村や児童相談所間の連携が重要になると思います。こうした内容についてもどこかに記載できればと思います。

(C 委員)

無戸籍の子どもへの支援について、田辺市の状況や取組を載せることが可能であればお願いします。

(事務局 人権推進課)

たくさんのご意見ありがとうございます。田辺市における不登校児童の件数については学校教育課に確認し載せることが可能だと思います。

また、児童虐待についての情報の共有や連携、無戸籍の子どもへの支援については、担当課と協議のうえ記載内容について検討していきます。

4 高齢者の人権

(C委員)

37 ページの基本的な取組、⑧「高齢者にやさしい生活環境の整備」とありますが、過疎地域における高齢者の支援について載せることはできないか。

例えば、買い物に行けない、買い物をする店がない、交通面や医療における不便さなどが過疎地域の実態としてあります。

市では、移動販売車や住民バスの運行、医療面での支援等の対策を行っていますが、過疎地域に住む住民としては、高齢者が生きにくい状況があるので掲載してもらいたいと思います。

(G委員)

37 ページの基本的な取組、③「高齢者の自立と生きがい対策の推進」には、知識や能力を活かしたボランティア活動の支援や、就労機会の提供を受けるような内容が書かれています。

私は、本宮町に在住していますが、65 歳以上の高齢者率は 48% という状況です。

本宮町の高齢者の中には、畑で野菜を作ることが身近な生きがいと感じている方もおられますし、又、農作物が動物にやられると、野菜作りをやめてしまって生きがいをなくす方もいるわけです。生きがいを大切にするためには、こうした課題があることも知ってほしいと思います。

(事務局 人権推進課)

C 委員からは、過疎地域における生活実態や買い物弱者の問題などを、また G 委員からは、高齢者の生きがいの中には、文化的な活動や就労機会の提供を受けるだけでなく、身近なところにもあることを教えていただきました。

それぞれの地域の中には、様々な実態や事情がたくさんあるかと思いますが、それを全て文章で表すことは難しいかもしれませんが、こうした思いを大切にしながら記載できればと考えています。

(A委員)

ユニバーサルデザインについて、日本語でわかりやすく言うとうどうなりますか。

バリアフリーとの違いは。

(事務局 人権推進課)

バリアフリーは、障壁を取り除いていく状態をいいます。例えば、障害のある人のために段差にスロープを付けるのはバリアフリーの考え方になります。

一方で、ユニバーサルデザインは、障害のある人だけでなく、全ての人が使いやすいように、はじめから計画をしてスロープを付ける。こうした考え方をいいます。

いずれも、用語の解説を入れてわかりやすくします。

5 障害のある人の人権

(C委員)

38 ページの基本認識には、障害者の人権に関する様々な法律の記載がありますが、「障害者雇用促進法」が書かれていないのは意図的なのでしょうか。

国や地方公共団体においては、障害者雇用の水増し等が問題となっていますが、これは大きな人権問題だと思います。

(議長)

はい。ご意見いただいたように、どこかへ記載してほしいと思います。

(I委員)

障害の「害」という文字については、ひらがなで「がい」としている自治体も増えていきます。また、田辺市人権擁護連盟ではすでに「障がい」となっていますので、是非とも変更していただきたくお願いします。

(事務局 人権推進課)

ご意見ありがとうございます。障害の「害」という漢字については、人をあらかず時に、「障がい者」あるいは「障がいのある人」とひらがなで「がい」としている自治体も確かに増えていきます。

また、田辺市人権擁護連盟では、平成 25 年度より「障がい者」と変更しています。

しかし、国や県では、法律や施策の名称との整合性等もあり、まだまだ漢字での表記が多いところではあります。

ご意見については、田辺市全体で統一していくことも踏まえて、検討したいと思います。

6 外国人の人権

(C委員)

外国人という呼び方に違和感を覚えます。文中には、「多文化共生社会」などとあるので、多国籍ではだめなのか。日本人以外は外国の人で外国人と呼ぶことを、一般的には理解できますが、何故「多文化」や「多言語」というのか、意見のみ言わせてもらいます。

(議長)

はい。ありがとうございます。他にございませんか。

(B委員)

44 ページの現状と課題の 1 行目には、2017 年の外国人の入国者数が書かれていますが、すでに 2018 年の外国人入国者数は出ていますよね。他の人権課題との兼ね合いもあると思いますが、最新のデータがわかるものについては、変更してもらえたらと思います。

（事務局 人権推進課）

この資料を作成した時点では、まだ2018年の速報値はでていませんでしたが、全体を通して、2017年で統一をするものと、最新のデータに変更できるものを確認していきます。

7 感染症・難病の方の人権

（A委員）

48ページの基本的な取組、②「学校教育におけるエイズ教育の推進」の文中に思春期教育と書かれていますが、思春期教育とはどう捉えているのか。一時期、学校教育の中で、性教育を教えていましたが、思春期教育ではわかりにくいので教えてください。

（事務局 人権推進課）

ご指摘の部分につきましては、学校教育課へ確認後、お答えさせていただきますのでご理解ください。

8 犯罪被害者等の人権

（C委員）

50ページの基本的な取組、④「再被害を防止するための連携の深化」とありますが、再被害を防止するためにどういった機関と連携するのかわかりにくい。

また、再犯の防止はとても重要なことですので、犯罪者の人権といった視点でも書いてほしいと思います。

（事務局 人権推進課）

はじめに、連携する機関については、警察や青少年センターなどの機関を書くように見直したいと思います。

次に、犯罪者の人権といった視点については、「刑を終えて出所した人の人権」の中で、書いております。時間の関係上、次の懇話会においてご審議いただきたいと思いますのでご理解ください。

（A委員）

犯罪被害者等の人権を守るうえで、具体的な取組が書かれているので大変良いと思います。また、罪を犯した人の人権についても、「刑を終えて出所した人の人権」という視点で書かれていると聞き安心しています。

（事務局 人権推進課）

これだけたくさんの人権課題を熱心にご審議いただき誠にありがとうございます。
次回の懇話会では、残りの人権課題について説明をしたいと思います。

（議長）

ありがとうございます。次回の懇話会では、災害と人権や性的少数者（LGBT）の方の人権なども話し合っていきますが、その他、全般を通してご意見やご質問があれば伺いたい

のですが、何かございますか。

（J委員）

事前にお送りいただいた「意見書」に、メールアドレスを入れていただくと助かりますのでよろしくをお願いします。

（事務局 人権推進課）

今回の懇話会を終え、お気づきになった点等がありましたら、人権推進課まで「意見書」を出していただくと助かります。また、メールでの提出もできるように、次回からの「意見書」にメールアドレスを書いておきますのでよろしくをお願いします。

4 その他

（議長）

特になければ、最後に「その他」ということで、事務局から何かございますか。

（事務局 人権推進課）

本日は、貴重なご意見やご提言を頂き、誠にありがとうございます。

委員の皆様方から頂戴しましたご意見等につきましては、再度、小委員会で検討し、次回の懇話会において説明をさせていただきます。

また、次回の懇話会は1月29日（火）午後1時30分から、本庁舎3階の第一会議室で開催します。それまでにお気づきの点等がございましたら、電話やメール等にて、人権推進課までお出しいただくようご協力の程よろしくをお願いします。

5 閉会あいさつ（副会長）

前回に引き続き、核心に迫るご審議をいただきました。誠にありがとうございます。

私はみかんを作っているのですが、みかんを作る時には、主軸をしっかりと作ると樹形が大変美しいものになり、美味しいみかんが出来るんです。

また、主軸がしっかりすると台風などの被害にも負けない強いものになります。

今日、ご審議を頂いたこの素案を見た時に、私は主軸がしっかりしていると思いました。

この基本方針が完成した時には、人々に良い印象や影響を与えたりするものと思いますし、例え批判的な意見があつたとしても、十分に耐えられるものになると思います。

どうか今後とも委員の皆様のご意見の程よろしくをお願いします。